

平成 19 年度 第 2 回 長野市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成 20 年 1 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 2 時 45 分
会 場	長野市民会館 集会室
出席者	委員 32 名 (欠席者 7 名) 事務局 10 名 傍聴人 0 名
次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 保健福祉部長あいさつ</p> <p>4 議 事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p style="padding-left: 40px;">児童館・児童センター等の利用料について 【資料 1】</p> <p style="padding-left: 40px;">福祉医療費給付金について 【資料 2】</p> <p style="padding-left: 40px;">長野市の地域福祉推進施策について 【資料 3】</p> <p style="padding-left: 40px;">平成 20 年度長野市の保育所保育料について 【資料 4】</p> <p style="padding-left: 40px;">市立保育所の民営化について (経過報告) 【資料 5】</p> <p>(2) その他</p> <p>5 閉 会</p>
審議結果	<p>4 議事</p> <p>資料に基づき、過去の審議会で諮問した「児童館・児童センター等の利用料について」、「福祉医療費給付金について」、「長野市の地域福祉推進施策について」及び「平成 20 年度 長野市の保育所保育料について」の 4 項目については、専門分科会での審議状況、今後の答申予定等について報告した。</p> <p>その他の事項については、これまでの経過及び今後のスケジュール等について報告した。</p> <p>【質疑】</p> <p>児童館・児童センター等の利用料について</p> <p>(委員要望) 多くの子どもたちに関わる問題、おやつ代一つ取り上げても、児童や保護者にとっては大きな問題。急ぐことなくしっかりと議論していただきたい。</p> <p>(委員質問) 保護者の利用料負担は、今まで市が負担していた費用を減らすものなのか、市の負担はそのままサービスをより向上させるためのものなのか、お</p>

聞かせいただきたい。

(回答) 財政的に厳しい状況であり、結果的に市の支出が抑えられる部分があるが、サービスの向上と受益者負担の適正化が目的である。

(委員質問) 平成 20 年度はモデル的に小学校区を指定するとあるが、具体的にはどの地区か。長野市は広く、地域によって随分違うと思うので、どこを指定するかが大きな問題。放課後子どもプランを推進する上で、市民ボランティアの参加で人材を確保するとのことだが、適した人材をどう確保していくかが問題。大学や短大と連携するとあるが、他に比べて大学と短大が少ないので、山間部などは問題となる。

(回答) モデル地区は、決定していない。7 箇所程度の地区ということで考えている。場所は、市街地や山間地など色々な状況があるが、今後の他の地区への導入の参考となるモデル地区を選んで実施したい。ボランティアに適した人材の確保は、特別な資格が必要だとは考えていないが、この事業に関わっていただくときに、必要な研修をやっていきたい。

福祉医療費給付金について

(委員質問) 68・69 歳の方については、平成 19 年度で制度廃止とのことだが、経過措置により、受給中の方はもう 1 年猶予がある。新たに 68・69 歳となる方は対象にできないのか。

(回答) 県では、新たに 68・69 歳になる方については、平成 19 年度をもって廃止。県下一斉の対応。市では県の補助制度があるものを実施しており、市単独では今の財政状況から考えると困難。県の制度に併せ、平成 19 年度に廃止することとしたもの。

(委員質問) 自己負担は、患者さんが医療機関の窓口で一度払って、それから市へ申請して払い戻しを受ける。この方式だと申請漏れがかなり起こるのではないかと思うので、生活保護制度のように、医療機関から市に申請するという方法は出来ないか。

(回答) 窓口で支払ったもののうち、一定額を超えた分を健康保険側で給付する制度がある。健康保険会社では、あくまでも医療機関の窓口で支払った一定額を超える分を補助するということなので、窓口で支払っていない場合は、健康保険側では給付しないことになり、生活保護と同じ取り扱いとした場合、本来市で負担しなくてよい分も全て税金で負担することになってしまう。そのため、県下統一で償還払い、一旦支払っていただいて、それに対して給付している。

市立保育所の民営化について(経過報告)

(委員質問) 実績のない任意の団体を選考されたとのこと。子育て課題を地域に根ざして解決していくとらことを評価したとのことだが、具体的には、地域に根ざしてということは、どういうことを約束されたのか。保護者の皆さんは、先生方が変わってしまうことを心配されているが、嘱託の先生方は、正規採用されたのか。労働条件は、民間になっても、水準は維持されるという保証があるのか。一年間の引継ぎ保

育ということだが、スムーズな移行という点では、何か混乱があったときには、一年ということで強引に進めるのではなく、引継ぎ保育を十分やっていただきたい。

(回答) 地域に根ざした」ということについては、独自性、柔軟性といわれる部分を発揮していただく。民間、保護者、市の3者懇談において、それぞれの希望等がある中で出されてくると思う。具体的な提案では、休日における園の開放、保護者・地域のお年寄りを含めた中での、未就園児の子育て相談などがある。また、危機管理の部分で園を守ってもらう。園を皆で注目していこうという、地域の方たちの協力・連携感等を生み出すための保育園としての行動というものを、評価した。

先生が変わるという問題だが、嘱託の先生方に、引き続き働く意思があるかどうかを確認したうえで、民間に採用を依頼・要望、面接をし、何名かが内定されたと聞いている。現在の先生方に引き続き入っていただくことが、円滑に引継ぎが進んでいくものと考えている。

(委員質問) 応募時に法人格の無い任意団体でも委託先として可能であるか。

(回答) 応募時は、特に構わない。最終的に民営化をするときに、公益法人である社会福祉法人や学校法人になっていただくことが必要。